

平成24年度 第2回

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議

介護保険分科会

2 介護サービス等の事業の人員、設備及び
運営に関する基準について

(2) 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び
運営の基準に関する条例の制定について

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準 に関する条例の制定について

1 条例制定の背景

- 国による地域主権改革により、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（いわゆる第1次一括法及び第2次一括法）」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が施行され、関係法律の整備が行われた。
- これを受けて、これまで介護保険法、老人福祉法、社会福祉法において全国一律に定められていた介護保険サービス事業者の指定等に関する基準について、平成24年4月1日以降、地方自治体が条例で定めることとなった（1年間の経過措置あり）。

2 厚生労働省令で示された基準の分類

今回、地方自治体が定める条例は、制定する内容によって、国の基準と異なる内容を定めることの「許容の程度」が異なっており、下記に示すとおり、「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」の3類型に分類されている。

地方自治体はこの分類に従い、それぞれの基準を条例で定めることとなっている。

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	法令に必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	法令を十分参酌しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの	合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの
例	従業者の員数 など	利用定員	居室定員、運営規程、非常災害対策 など

3 条例制定の対象となる厚生労働省令

第1次一括法及び第2次一括法の施行に伴い、本市において条例を定めるのは、次の厚生労働省令により定められた基準である。

根拠法	厚生労働省令
介護保険法	① 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 ② 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 ③ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 ④ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 ⑤ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 ⑥ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 ⑦ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 ⑧ 指定に係る法人格の有無に関する基準（介護保険法施行規則）
老人福祉法	⑨ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 ⑩ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
社会福祉法	⑪ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

※ なお、第3次一括法案は継続審査となった。このため、以下の基準は、今後、地方自治体の条例に委任される予定である。

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
- 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- 地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準

4 基準条例制定の考え方

本市においては、「2 厚生労働省令で示された基準の分類」で示した3類型を踏まえ、以下の考え方を基本として基準条例案を策定する。

(1) 基本的な考え方

多くの事業者は、厚生労働省令で定められている現在の基準により適切な運営を行っていることを踏まえ、利用者や事業者に混乱が生じないように、現在の基準を基本として本市の基準条例案を策定する。

(2) 独自基準制定の考え方

本市が国の基準と異なる独自の基準を定めるにあたっては、パブリックコメントにおける市民・事業者の意見、関係者の意見、これまでの指導事例等を踏まえ、以下の点に留意して検討する。

① 本市の施策との整合性を確保

本市の実情を踏まえ、本市の重要施策や第三次北九州市高齢者支援計画に掲げた施策を推進するために、全国一律の基準よりも踏み込んだ対応が必要なものについて、独自の基準を設ける。

② サービスの質及び事業者の負担を考慮

国の基準と異なる内容を定める場合、国の基準を緩和するものについては、利用者の安全やサービス水準が低下するおそれがないか、また、国の基準を強化するものについては、それが事業者の過重な負担とならないかを考慮する。

③ 解釈通知等で定めるものとの区分

現行の基準・通知等に照らし、市の条例として規定すべき内容であるか、条例ではなく、それぞれの基準の解釈・通知・運用等で対応するものであるかどうかを判断する。

④ 福岡県の基準条例との整合性

事業者の中には、北九州市内のほか、近隣の市町村で広域的に事業を展開しているところもあるため、事業の運営にあたり混乱が生じないように、福岡県が制定する基準条例との整合性も考慮する。

5 本市独自の基準について（案）

（１）現在の国の基準を変更、または追加する基準として、以下の本市独自の基準を検討中。

① 地域交流のためのスペース確保【地域密着型サービスほか】

現在の基準	規定なし
独自基準 （案）	【努力規定】 地域との交流・連携を図るためのスペースを確保することに努めなければならない旨の規定を新たに追加する。
独自基準を 設ける理由	介護サービス事業者は、事業の運営にあたり、地域との結び付きを重視し、積極的に地域住民との交流・連携を深めていく必要があるため。

② 暴力団の排除【全般】

現在の基準	規定なし
独自基準 （案）	【義務付け】 役員等が暴排条例に定める暴力団等でない旨の規定を新たに追加する。
独自基準を 設ける理由	北九州市暴力団排除条例に基づき、事務事業全般から暴力団を排除する措置を講じる必要があるため。

③ 非常災害対策（災害種別ごとの対応計画作成）【介護保険施設ほか】

現在の基準	非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出などの必要な訓練を行わなければならない。
独自基準 （案）	【義務付け】 火災、風水害、地震などの災害種別ごとに、対応計画を作成し、訓練を実施しなければならない旨の規定に変更する。
独自基準を 設ける理由	入所者の安全確保を強化するため、災害種別ごとに対応計画を作成するとともに、避難訓練等の実施を義務付ける。

④ 非常災害対策（自治会等の加入による協力体制の構築）【介護保険施設ほか】

現在の基準	非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出などの必要な訓練を行わなければならない。
独自基準（案）	【努力規定】 自治会等に参加するなどして、非常災害時における協力体制を構築するよう努めなければならない旨の規定を新たに追加する。
独自基準を設ける理由	非常災害時においては、地域での協力体制が不可欠なことから、自治会等に参加するなど、日頃からの協力体制を築くことが重要であるため。

⑤ 地域との連携等【全般】

現在の基準	事業者（施設）は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
独自基準（案）	【努力規定】 自治会等に参加するなどして、地域住民との交流の場をつくり、地域における介護への正しい理解の啓発に努めなければならない旨の規定を新たに追加する。
独自基準を設ける理由	地域に開かれたサービスを提供するためには、事業所・施設等が自治会等に参加するなど、日頃からの交流が重要であるとともに、介護への正しい理解が促進されるため。

⑥ 居室定員【介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム】

現在の基準	① 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。 ② 条例の制定施行の際現に指定を受けている介護老人福祉施設（当該条例の制定施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。）については「四人以下」とする。
独自基準（案）	【義務付け】 ①は国の基準どおりとする。 ②条例施行の際に指定を受けている施設（条例施行後に増築された部分を除く）は「4人以下」とする旨の規定に変更する。 ※ 改築（建替）は「4人以下」を認める。
独自基準を設ける理由	現在、多床室に入所している方については、施設の建替の際に、一定の配慮も必要と考えるため。

⑦ サービス記録の整備【全般】

現在の基準	<p>指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 訪問介護計画</p> <p>二 提供した具体的なサービス内容等の記録</p> <p>三 市町村への通知に関する記録</p> <p>四 苦情の内容等の記録</p> <p>五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
独自基準（案）	<p>【義務付け】</p> <p>介護報酬請求に関連する書類（訪問介護計画、提供した具体的なサービス内容等の記録）の保存期間は、サービスを提供した日から5年とする旨の規定に変更する。</p>
独自基準を設ける理由	<p>介護報酬の返還請求権は公法上の債権として5年間の消滅時効が適用されるため、現行2年間の保存期間を5年間とする。</p>

⑧ 霊安室の設置義務を解除【養護老人ホーム】

現在の基準	<p>養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一～十四 略</p> <p>十五 霊安室</p>
独自基準（案）	<p>【義務付け解除】</p> <p>必ずしも設けなくてもよいこととする（規定から削除する）。</p>
独自基準を設ける理由	<p>既存の施設において、霊安室として利用されていない実態もあるため。（なお、特別養護老人ホーム等の他の施設でも必置とはされていない）</p>

（2）その他

- 上記以外の項目については、独自基準を定める必要性がないと考えており、国基準と同一の規定とする。
- サービスごとの制定一覧は7ページを参照。
- 福岡県は、②③⑥⑦⑧を独自の基準としている。

6 今後の予定

平成24年	12月	12月議会上程予定
平成25年	1～3月	本市基準条例について全事業者に周知
	4月1日	条例施行

